

西宮市立中央病院外来管理委員会設置要綱

(設置)

第1条 西宮市立中央病院（以下「病院」という。）に外来管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、外来診療の円滑な運営を推進し、患者の利便性の向上を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は、院長、副院長、医師6名、看護部3名、患者総合支援センター1名、薬剤部1名、医事課員1名、経営企画課員1名をもって構成する。

2 委員会に委員長をおき、院長がこれにあたる。

3 委員長は委員会をつかさどる。

(協議事項)

第4条 委員会は、つぎに定める事項について協議する。

(1) 外来診療の円滑な運営に関する事項

(2) その他本委員会の目的達成に必要な事項

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長がこれを召集する。

(関係者の説明聴取等)

第6条 委員会が必要と認めるときは、関係者を委員会に出席させて説明を聴取し、または、必要な資料を提出させることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は医事課におく。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。